

平成26年度 共和中学校いじめ防止対策基本方針

**学校の教育目標**  
心豊かで 実践力のある生徒

礼儀正しく思いやりがある 自らを高めようとする 美しいものを大切にする

- ＜いじめ防止対策推進法＞
- ・国の基本方針
  - ・いじめ防止対策推進法制定の意義
  - ・いじめの防止等の対策に関する基本理念
  - ・いじめの防止等に関する基本的考え方

**教師から生徒への4つのメッセージ**

- 君たちが価値あることに頑張る姿を先生たちは全力で応援します。
- 頑張る仲間の足を引っ張る子には、先生たちが集団で立ち上がります。
- 困ったことが起きたら、どの先生でも良いので必ず相談しなさい。
- 相談を受けたら、先生たちは直ぐに解決に向けて動き出します。

**いじめを許さない支持的風土の醸成**

**いじめ未然防止・対策委員会**  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、  
教育相談担当、学年主任、スクールカウンセラー  
**教育相談委員会**  
上記 + 該当学級担任

**いじめ未然防止の取り組み**

<p><b>わかる喜びのある授業づくり</b></p> <p>—「授業」で勝負— *授業力向上と質の高い学習集団づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○わかる喜び、できた感動             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 個に応じた学力を伸ばす授業づくり</li> <li>・基礎基本の定着(スキルアップ活動等)</li> <li>・言語活動の充実(「聞く」「話す」姿勢)</li> <li>・生徒を生かす授業の工夫、改善                 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 成就感・存在感・自己肯定感</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○個に応じた指導の充実 習熟度別やTTなど、学習形態の工夫</li> <li>○町学力向上推進事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中・家庭・地域との連携</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>他を思いやれる豊かな心の耕し</b></p> <p>—安心して自己表出ができ、仲間と高め合える生活集団づくり—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学級経営、学年経営の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・肯定的な自己受容 → 自尊感情</li> <li>・寛容的な他者受容 → 他尊感情</li> <li>・感謝の心の醸成 → 共存感情</li> <li>・偏見や差別を許さない心の醸成</li> </ul> </li> <li>○道徳の時間の充実</li> <li>○人権教育の充実と徹底 (人権集会・人権宣言・人権三行詩)</li> <li>○豊かな体験活動             <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習 ・あいさつ運動</li> <li>・FBC活動(情操教育)・職業体験学習</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>自主性・自治力・自浄力の育成</b></p> <p>—信じ、任せ、やり切らせ、自発性を鍛える生徒会・常時活動—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○担った仕事をやり切る成就感             <ul style="list-style-type: none"> <li>・役割に徹する指導 → 責任の自覚</li> <li>・困難を乗り越える良質な経験                 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 耐性の強化</li> </ul> </li> <li>・「共和道」(あいさつ・合唱・掃除)の継承</li> </ul> </li> <li>○部活動の充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ目的をもった縦割での技術錬磨</li> <li>・上級生と下級生との健全な人間関係づくり</li> </ul> </li> <li>○地域行事やボランティアへの積極的参加(公民館活動、夏祭り、花配り、募金活動) → 地域社会人としての自覚</li> </ul>
---	---	--

**「共和中 人権宣言」「共和道(あいさつ・合唱・掃除)」の実践**

**いじめの早期発見**

**「風通しのよい」組織力を発揮**

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	生活ノートでの心の交流 休み時間等の校内巡回						職員間の生徒交流 登下校時の観察					
毎週	教育相談部会						定例ケース会議					
毎学期	2学期の個人懇談(教育相談)・毎学期のいじめアンケート・学習生活アンケートの実施											

- 職員会議：いじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図る。
- 職員研修：いじめ問題への対応や事例を学ぶ。
- 保護者向け啓発：学校の指導方針を保護者へ周知する。
- いじめアンケート：毎学期実施する。

**いじめへの早期対応・措置**

＜いじめ未然防止・対策委員会召集＞

- ・事案の早期解決に向けた速やかな動き
- ・被害者保護の揺るぎない姿勢
- ・見届け体制整備(登下校、休み時間等)

＜事実把握＞

- ・当事者双方、周囲の生徒から聞き取り、正確に記録する。(整合性の確認)
- ・関係職員間で情報共有を図る。
- ・いじめの全体像を正しく把握する。

＜指導体制・方針決定＞

- ・被害者を確実に保護し心配、不安を丁寧に取り除く。
- ・加害者に相手の思い・苦しみに気付かせる。いじめは許されない行為であるという毅然とした人権指導に徹する。

＜保護者との連携＞

- ・直接向き合い具体的な対応方針を誠意をもって説明(相談)する。
- ・協力を求め、以後の学校との連携方法を十分確認し合う。

＜今後の対応＞

- ・継続した指導支援を行う。(当事者だけでなく傍観者や集団への問題提起)
- ・SC等の専門的、多面的な見地からケアにあたる。

学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関との連携  
可児警察署、中濃子ども相談センターとの相談、報告、通告等